別表第１　第２条関係

障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 １．交通機関等を利用して外出する。 ２．隣近所へなら外出する。
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 １．介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 ２．外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 １．車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 ２．介助により車椅子に移乗する。
	ランク C	１日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 １．自力で寝返りをうつ。 ２．自力では寝返りもうたない。

期　間	ランク A、B、C に該当するものについては、いつからその状態に至ったか 年　　月頃より（継続期間　　年　　ヶ月）

※判定にあたっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。